

高浜市まちづくり協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜市まちづくり協議会条例（平成26年高浜市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(認定の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による市長の認定を受けようとする団体は、まちづくり協議会認定申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければなりません。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

ア 当該団体の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該団体の目的及びこれを達成するための事業に関すること。

ウ 総会その他の意思決定に係る手続に関すること。

エ 代表者及び役員を選出方法及びその役割に関すること。

オ 予算の編成及び決算の報告に関すること。

カ 規約の変更に関すること。

キ 監査に関すること。

ク 解散の事由に関すること。

ケ その他団体の運営に関すること。

(2) 役員名簿

(3) 高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号）第18条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）を定めた書類

(4) 直近の事業計画書及び予算書

(5) 直近の事業報告書及び決算書

(6) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定及び通知)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否をまちづくり協議会認定可否決定通知書（様式第2）により、当該申請書を提出した団体の代表者に通知するとともに、その旨を告示するものとします。

(変更等の届出)

第4条 条例第4条第1項の規定による認定を受けた団体（以下「ま

ちづくり協議会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり協議会認定事項変更届(様式第3)に、変更内容を証する書類を添付して、市長に提出しなければなりません。

(1) まちづくり協議会の代表者及びその他の役員を変更したとき。

(2) まちづくり協議会の規約を変更したとき。

(3) 地域計画を改訂したとき。

(4) その他市長が必要と認める事由

2 まちづくり協議会は、解散しようとするときは、あらかじめまちづくり協議会解散届(様式第4)を市長に提出しなければなりません。

(認定の取消し)

第5条 市長は、まちづくり協議会が条例第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなつたと認めるとき、又は条例第6条各号に掲げる活動を行ったと認めるときは、その認定を取り消すことができます。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、まちづくり協議会認定取消通知書(様式第5)により、当該まちづくり協議会の代表者に通知するとともに、その旨を告示するものとします。

(活動の報告等)

第6条 まちづくり協議会は、毎年度、まちづくり協議会活動実績報告書(様式第6)に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければなりません。

2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを高浜市公式ホームページその他適当な方法により公表するものとします。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。